特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(昭和52年12月26日 県告示第683号)

基	振動の大きさ	作業ができない 時間(夜間)		1日における 作業時間		同一場所におけ	日曜日、休日に
		第1号 区 域	第2号 区 域	第1号区 域	第2号 区 域	る作業時間	おける作業
準	特定建設作業の場所の敷地の境 界線において、75 デシベルを超 える大きさのものでないこと。	午後 7 時~翌 日午前 7時	午後 10 時~翌 日午前 6時	10 時間を超えないこと	14 時間 を超え ないこ	連続して 6 日を 超えないこと	禁 止
適用除外	作業がその作業を開始した日に 終わるものを除く。	A B C D E		A B		A B	A B C D E F

(備考)

- 1. 振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線における許容限度をいう。
- 2. 表中の A~F は次の場合をいう。
 - A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
 - B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
 - C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
 - D 道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合
 - E 道路交通法第77条第3項(道路の使用許可)、第80条第1項(協議)による場合
 - F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のための電気工作物の機能を停止して、日曜日、休日に行う必要のある場合